

一層便利に 住基ネット

25日から第2次サービス



多くの人が訪れる市民課

八月二十五日から、住民基本台帳ネットワークシステムの第二次サービスがスタート。住民基本台帳カードを使えば、自動交付機で夜間や休日でも住民票の写しが交付されるなど、ますます便利に。ここでは、具体的に何がどのように変わるのか、皆さんの疑問にQ&Aでお答えします。

Q 住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）とは何ですか。
A 各市区町村の住民記録の担当課が記録・保有する電子情報の一部を国や全国の都道府県と専用回線をつなぎ、本人確認ができる仕組みのこと。該当する情報は、氏名、住所、性別、生年月日、住民票コード（無作為に抽出した十一けたの固有の番号）、付随情報（住所変更した期日や理由など）の六つです。

Q 何がどう変わるのですか。
A 住民基本台帳カード（住基カード）、運転免許証などを窓口で提示すると、全国どこの市区町村でも、本人や同一世帯の住民票の写しが取れるようになります。また、住基カードの交付を受けることによって、次のサービスが受けられます。市外の引っ越し手続き一度で現在は、他市区町村へ引っ越しするには、住んでいる市区町村と引っ越し先へ、それぞれ手続きする必要があります。住基カードを使うと、転出届は郵送近い将来にはインターネットで行うことも可能で、転入の手続きのみ、引っ越し先の市区町村に住基カードを提示して行います。

Q 住基カードとはどのような物ですか。
A カードに住民票コードを記録し、住基ネットで本人確認ができます。カードは写真なしと写真付きの二種類。後者は公的な証明書に利用できます。住基カードは今後の電子申請や電子自治体の基盤になります。本市では、行政機関への申請や届け

出をインターネットで行う場合に必要な本人確認の「公的個人認証サービス」を本年度中に開始する予定。これに必要な電子証明書をカードに保存します。
Q カード交付の手続きはどうすればよいのですか。
A 運転免許証やパスポートなど、官公署が発行した写真付きの証明書と印鑑を市民課へ（写真付きカードを希望する場合は写真も要）。

婚姻届などに 本人確認が必要
九月一日から、婚姻届・協議離婚届・養子縁組届・協議離婚届の手続きに本人確認が必要になります。窓口で運転免許証、パスポート、健康保険証など、本人確認ができる証明書を提示してください。証明書のない人も届け出はできますが、後日、文書で確認させていただきます。
… 問い合わせは市民課 890 6103へ。

Q 個人情報を守られるか心配なのですが。
A 住基ネットでは、個人情報の保護のために十分な対策を行っています。住基ネットで保有する情報やその利用目的は、法律で限定され、民間で住民票コードを利用することはできません。行政機関が住民票コードを利用する場合も具体的に限定。また、住基カードは、高度のセキュリティ機能を備え、利用目的ごとに、カード利用者が本人かどうかの確認を利用者のパスワード入力で行います。また、個人情報保護するための措置をカードに設けています。

問い合わせは市民課 890 6106へ。